大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条 3 項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出に係る書類をこの公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課、葵区地域総務課及び駿河区地域総務課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、この公告の日か ら4月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成 30 年 11 月 30 日

静岡市長 田 辺 信 宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 川口ビル (バロー清水高橋店) 静岡市清水区高橋五丁目 768 番 1 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 株式会社川口ビル 代表取締役 川口 眞司 静岡県静岡市清水区庵原町 577 番地の 14

3 変更事項

- (1)大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ①駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
第 1-1 駐車場	156 台
第 1-2 駐車場	90 台
第5駐車場	52 台
第6駐車場	44 台
合 計	342 台

(変更後)

位置	収容台数
第 1-1 駐車場	156 台
第 1-2 駐車場	104 台
第6駐車場	21 台
合 計	281 台

②駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
駐輪場1	30 台
駐輪場2	60 台
駐輪場3	30 台
駐輪場4	140 台
合 計	260 台

(変更後)

位置	収容台数
駐輪場1	30 台
駐輪場2	60 台
駐輪場3	30 台
合 計	120 台

(2)大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場 No.	出入口の数	出入口の位置
第 1-1 駐車場	2 箇所	出入口 1-1、出入口 1-3
第5駐車場	1箇所	出入口 5
第6駐車場	1箇所	出入口 6
合 計	4 箇所	

(変更後)

駐車場 No.	出入口の数	出入口の位置
第 1-1 駐車場	2箇所	出入口 1-1、出入口 1-3
第6駐車場	1 箇所	出入口6
合 計	3箇所	

4 変更年月日

平成 31 年 (2019 年) 7月 23 日

5 届出年月日

平成 30 年 11 月 22 日